

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第186回）議事録

1 日時 令和7年5月29日（木）15:00～16:00

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

高田 潤一（分科会長）、長谷山 美紀（分科会長代理）、伊丹 誠、
井上 由里子、今井 朝子、江崎 浩、大柴 小枝子、國領 二郎、
丹 康雄、藤井 威生（以上10名）

専門委員（敬称略）

三瓶 政一（以上1名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

湯本 博信（総合通信基盤局長）

・電波部

荻原 直彦（電波部長）

中村 裕治（電波政策課長）

小川 裕之（移動通信課長）

（4）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

一部答申案件

「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち、「第5世代移動
通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」

【平成28年10月12日付け諮問第2038号】

開 会

○高田分科会長 ただいまから情報通信審議会第186回情報通信技術分科会を開催いたします。

現時点で、委員14名中8名が出席し、定足数を満たしております。 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。本日の議題は、一部答申案件1件でございます。

議 題

(1) 一部答申案件

「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち、「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯／40GHz帯）」

【平成28年10月12日付け諮問第2038号】

○高田分科会長 平成28年10月12日付け諮問第2038号「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち、「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯／40GHz帯）」について、三瓶主査代理から御説明をお願いいたします。

○三瓶主査代理 本日は、委員会主査の森川専門委員に代わりまして、主査代理の私から、第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯／40GHz帯）につきまして、資料186-1-1を用いて御説明させていただきます。

3ページ目を御覧ください。移動通信のトラヒックの現状としまして、令和6年12月までの状況をお示ししております。月間平均トラヒックは、直近の3年間で約1.7倍の増加、直近1年間でも1.2倍の増加ということで、引き続き増加基調となっております。

4ページ目を御覧ください。周波数アクションプランの令和6年度版におきまして、26GHz帯及び40GHz帯につきましては、今年度末を目途として条件付オークションを実施し、5Gに割り当ててを旨とするとしております。そのため、今年春頃を目途に技術的条件を取りまとめ、秋頃を目途に技術基準を策定することとしております。

続きまして、5Gの割当てに関する海外の動向につきまして御説明させていただきます。

6ページ目を御覧ください。諸外国におきます5Gの周波数の一覧表をお示ししております。本検討の対象周波数である20GHzを超えるハイバンドにつきましては、米国、英国、オーストラリア、カナダで既に5Gに割当て済み、もしくは割当て予定となっております。

7 ページ目を御覧ください。40 GHz 帯に関する海外の動向としまして、米国と欧州、英国の状況をお示ししております。主な利用シーンとしましては、スタジアムや都市部などの人口密集地におけるモバイル通信トラヒックや通信速度を改善する手段として、また、モバイル通信のバックホール回線や、地域における工場などのスポット的な通信用途としての利用が想定されております。

8 ページを御覧ください。本年に実施予定の英国におけるミリ波割当ての概要をお示ししております。

9 ページを御覧ください。これは3GPPにおける議論の状況についての御説明でございます。上段の線表は、3GPPにおける議論のスケジュールと国内の検討状況をお示ししております。下段では、3GPPのバンドプランと国内の検討対象周波数帯域をお示ししております。具体的には、26 GHz 帯はn258及びn257のうちの25.25 GHz から27 GHz、それから40 GHz 帯は、n260及びn259に該当する37 GHz から43.5 GHz の周波数帯となります。

10 ページを御覧ください。こちらは26 GHz 帯及び40 GHz 帯に関する3GPPの議論の現状でございます。26 GHz 帯につきましては、無線仕様は2023年2月に策定済みとなっております。ただし、移動局におきましては、異なる周波数帯を用いるキャリアアグリゲーションの規定につきましては、現在も仕様が策定されていない状況となっております。また、測定方法につきましては、2021年11月に28 GHz 帯と一体的に議論が完了しております。さらに、26 GHz 帯に近接する23.6 GHz から24 GHz を使用する地球探査衛星——ここではEESと書いていますが——につきましては、これを保護することがWRC-19決議750で規定されております。この保護規定を満たすための移動局の仕様につきましては、現時点での運用に関する仕様は定まっておりますが、2027年9月以降に運用開始とする無線局からの保護規定に関する仕様につきましては継続審議中となっております。

次に、40 GHz 帯につきましては、無線仕様は2023年2月に策定済みとなっております。ただし、26 GHz 帯と同様に、移動局においては、異なる周波数帯を用いるキャリアアグリゲーション及びRedCap/eRedCapについての仕様は策定されていない状況です。また、測定方法につきましては、測定器の性能に起因する制約により、測定が困難となる項目があることから、測定が可能な範囲まで緩和を行うRelaxationの追加または測定を省略するものと整理され、3GPPにおける議論が終了しております。さらに、40 GHz 帯においても、36.0 GHz から37.0 GHz を使用する地球探査衛星の保護がWRC-19決議243で規定されているものの、この保護規定を満たすための無線局の仕様が現時点では3GPPにおいて議論されておらず、仕様が策定されていない状況となっております。

11 ページ及び12 ページにおきましては、各帯域の議論の現状を表でお示ししております。26 GHz 帯につきましては特段の課題はございませんが、40 GHz 帯におき

ましては一部課題が残存しており、13ページにおきまして、その課題の詳細をお示ししております。

14ページから19ページまでは参考とさせていただきますが、14ページでは、測定に関する課題に対応するために導入されたRelaxationにつきまして、3GPPでの議論の経緯をまとめております。また、15ページでは、3GPPにおける具体的なRelaxation値と測定不可項目をお示ししております。

16ページから18ページですが、ここでは参考として、測定上の課題を御説明した資料となっております。

19ページにつきましては、実際にRelaxation値を適用した場合の影響に関する考察をお示ししております。具体的には、周波数に影響を与え得る送信オフ時電力及び副次的発射につきまして、Relaxationを適用した場合でも、送信スプリアスの共用検討諸元より低い値となるため、共用検討の結果に影響を与えるものではないとしております。

20ページを御覧ください。ここでは、ここまでの3GPPにおける議論の状況を踏まえた技術的条件の規定についてまとめております。26GHz帯につきましては、現状、無線仕様及び測定方法につきまして特段の課題はないものの、地球探査衛星の保護規定につきましては、2027年9月以降に運用を開始する場合の具体的な規定につきまして、引き続き3GPPにおける議論状況を見ながら、改めて技術的条件に反映することとしております。

40GHz帯につきましては、無線仕様について概ね規定されておりますが、測定方法につきましては、先ほど申し上げたとおり、測定環境の制約に起因する課題が存在していることから、技術的条件を定めるには3GPPの決定を適用する必要があります。Relaxation値が設定されている項目につきましては、19ページのとおり、この値を加味しても共用検討結果に影響を与えないということを踏まえ、Relaxation値を適用することが適当としております。また、測定不可の項目、具体的には隣接チャネル漏えい電力における占有周波数帯幅が200MHz及び400MHzの場合の条件につきましては、直近で測定器の技術革新が起きることは難しいと想定されるため、測定を前提とした技術的条件を規定するという事は困難と考えられます。そのため、高い周波数帯を使用する他システムで行われているように、設計資料、例えばフィルターの特性などを用いて性能を満たすと確認できる場合には、測定の省略が認められるように技術的条件を定めていくことが適当と考えております。

海外動向に関する説明は以上となります。

21ページですが、ここからは共用検討の結果について御説明いたします。

22ページを御覧ください。26GHz帯における共用検討としまして、上段に26GHz帯の帯表を示しております。また、下段には、検討対象システム一覧としてお示しするとともに、今回検討を行った対象システムにつきまして、同一または隣接周波数の別と、与干渉、被干渉の組合せをここで記載しております。

23ページを御覧ください。23ページ、24ページは、検討対象システムの概要となっております。1つ目は、26GHz帯の固定無線アクセスシステム、ここではFWAと書いてありますが、こちらはオフィスや一般世帯と電気通信事業者の交換局や中継局、中継系回線との間を直接接続するインターネットや通信サービスを提供するシステムとなっております。資料の中段にお示しするように、常設局と可搬局があり、常設局は、エントランス回線及びルーラル地域におけるインターネット環境提供などのために常時利用するもの、可搬局は、イベント開催などにおける臨時回線や災害時の通信回線の早期復旧のためのスポット的利用という、2つの形態で運用が行われております。

下の図のグラフですが、こちらは2025年1月9日時点の26GHz帯FWAの利用状況であります。横軸のチャンネルごとに局数を示しており、例えば、グラフの左側のB4と右側のB´4のように、同じアルファベットと数字のチャンネルの周波数をペアとして、基本的に対向で通信が行われるものとなっております。

24ページを御覧ください。2つ目は、地球探査衛星及び宇宙研究業務です。こちらは地球観測衛星の受信局や、2026年に打ち上げ予定のNASA/Roman宇宙望遠鏡の受信局が対象となっております。

3つ目は、衛星間通信となります。国際宇宙ステーションや陸域観測技術衛星から静止衛星への通信、または地上局から静止衛星への通信にこれは利用されており、今後も同様の用途で使用される可能性がございます。

4つ目は、Kaバンド固定衛星通信です。静止衛星向けのフィードリンク及びサービスリンク、また、非静止衛星向けフィードリンクとして利用されており、ゲートウェイ地球局や固定設置型地球局、可搬型地球局などが運用されております。

5つ目は、小電力データ通信システムです。こちらは免許不要として技術基準が策定済みのシステムとなっております。

6つ目は、公共業務用無線局です。上空利用を行う移動局として開設されているものとなります。

25ページを御覧ください。25ページから28ページにかけては、今回実施しました共用検討結果のまとめとなります。表の左側に対象システム、中央に共用検討結果、右側に共用可能性についての考察を記載しております。

まず、①の固定無線アクセスシステムの同一帯域のうち常設局につきましては、システム概要のところでお示ししましたように、B1からB5までの高低群チャンネルにつきまして、現在、多くのFWA常設局が置局されております。それぞれの局に相当の保護エリアを要するため、共用の可能性が低いとしております。他方、これらの他システムへの移行により、FWA局の数が減少する場合には共用可能性が高まるものと考えております。

B6及びB7の高低群チャンネルにつきましては、現在置局されているFWA常設局は少なく、それに対する保護エリアは限定的であるため、共用可能性は高いと考えられます。

また、FWA可搬局につきましては、先ほど申し上げましたように、一定の準備期間を

伴うイベントであったり、有線回線設置までの代替手段、代替回線での利用が主となります。このため、利用開始までに一定の期間があるということを踏まえ、事業者間で干渉調整による共用であったり、FWA可搬局と5G基地局の共用可否に関する動的な判断を行うダイナミック周波数共用の選択肢があるため、共用可能性は高いとまとめております。

同じくFWAとなりますが、②は隣接帯域との共用検討結果となります。共用可能性の考察としまして、常設局につきましては、保護エリアは合計面積が小さく限定的であるため、共用可能性は高いと考えております。可搬局につきましては、同一帯域と同様に、その運用状況や無線実力値などを考慮した事業者間での干渉調整による共用であったり、あるいはFWA可搬局と5G基地局の共用可否に関する動的判定を行うダイナミック周波数共用の選択肢があるため、共用可能性は高いとまとめております。

26ページを御覧ください。③の地球探査衛星／宇宙研究業務の同一帯域の共用可能性につきましては、関東地方において数万局レベルの5G基地局が設置可能であり、今後の宇宙研究業務の状況も踏まえて基地局の設置状況を適切に管理していくことで、共用は可能と考察しております。

④の衛星間通信の同一・隣接帯域です。こちらは、衛星間通信校正局の近傍において干渉が大きくなる地点に基地局を設置しないなどの必要な対策を取ること、また、今後の衛星間通信の状況も踏まえて基地局の設置状況を適切に管理していくことによりまして、共用が可能であるとしております。

⑤の静止衛星隣接帯域との共用のうち、既存の固定設置型及び可搬型地球局との共用につきましては、地球局の不要発射強度や基地局の許容干渉電力の実力値を考慮すれば、共用可能性があるとしております。また、フィーダリンクでの利用が予定されております静止衛星地球局との共用につきましては、離隔距離を考慮した上で、地球局近傍の干渉が大きくなる地点に基地局を設置しないなどの必要な対策を行うことによりまして、共用は可能と考察しております。静止衛星との共用につきましては、基地局の設置状況を適切に管理していくことにより、共用可能であるとしております。

27ページを御覧ください。⑥の非静止衛星隣接帯域との共用のうち、フィーダリンクでの利用が予定されている非静止衛星地球局との共用につきましては、離隔距離を考慮した上で、地球局の近傍における干渉が大きくなる地点に基地局を設置しないなどの必要な対策を取れば、共用は可能としております。また、各種情報伝送向けの利用が予定されている地球局との共用につきましては、地球局の不要発射強度の実力値や基地局の許容干渉電力の実力値などを考慮することで、共用の可能性があると考えられます。さらに、Kaバンド固定衛星につきましては、今後の衛星通信の状況も踏まえ、地球局の設置状況を適切に管理していくことにより、共用は可能であるとしております。

⑦の小電力データ通信システム隣接帯域につきましては、5G基地局の不要発射の強度の実力値や、小電力省電力データ通信システムの許容干渉電力の実力値などを加味す

ると共用が可能であると考察しております。

⑧の公共業務用無線局同一帯域につきましては、いずれの運用高度におきましても見通し距離以上の離隔距離を要するというので、共用は困難であるとしております。一方で、公共業務用の無線局は移動局であることから、当該公共業務用無線局が移動する期間において、5G基地局からの電波の停波を行う事業者間での運用調整やダイナミック周波数共用を導入することにより、共用は可能であると考えております。公共業務用の隣接帯域につきましては、所要改善量はマイナスであり、共用可能としております。

28ページを御覧ください。5Gシステム相互間の検討結果となります。共用可能性につきまして、同一帯域の市区町村等5G同士の運用の場合になりますが、同期運用、非同期運用のいずれの場合も、近接する市町村などの5Gシステム同士でサイトエンジニアリングや送信電力、アンテナ利得・指向性などを調整することによりまして、共用が実現できると考えられます。隣接帯域の全国5Gと市区町村などの5Gの非同期運用の場合でございますが、基地局同士の共用につきましては、基地局アンテナの向きや、80メートル程度の離隔距離の確保あるいは遮蔽対策など、事業者間調整によりまして、ガードバンドに関わらず共用可能な範囲であると考えられます。

移動局同士の共用につきましては、送信マスク減衰の実力値や、見通しなどの通信環境を良好にすることで、移動局の送信電力が大きくなるようエリア設計等を考慮するというのをやれば、共用可能な範囲になると考えております。

29ページを御覧ください。40GHz帯の共用検討となります。26GHz帯と同様に、上段には帯表を記載しております。下段には検討対象システムの一覧をお示ししております。

30ページを御覧ください。ここからは検討対象システムの概要となります。

1つ目は、40GHz帯のFPUです。マイクロ波帯の映像FPUに比較して伝送容量が大きく、高画質の映像を伝送できるため、取材現場からスタジオまでの伝送であったり、スタジオ内での伝送に利用しているものです。

2つ目は、38GHz帯固定無線アクセスシステムです。こちらは電気通信事業者などが一般家庭を対象に、無線によるインターネットアクセス回線や端末系伝送路を一对一の対向方式、または一对多の多方向方式による接続構成で提供したり、また、国の機関等のポイント・ツー・ポイントのネットワークなどに利用されているものでございます。

3つ目は電波天文となります。こちらは天体から放射される電波を受信することにより、天体や宇宙空間の物理状態など宇宙全体を観測するためのシステムでございます。

31ページを御覧ください。4つ目の駅のホーム画像伝送につきましては、電車の運転士などが鉄道事業における貨客車の安全運行を図るために利用するシステムです。

5つ目の列車無線システムにつきましては、列車に取り付けられている無線局と、線路脇に設置されているポールに取り付けられた無線局との間の通信に用いられるシステムです。

6つ目は、公共業務用無線局になりますが、こちらは陸上利用の移動局として開設されているものです。

7つ目の地球探査衛星の受動につきましては、地球から放射される電波を受信することにより、大気や海洋等、地球の物理状態を観測するためのシステムとなっております。

32ページを御覧ください。ここから40GHz帯の共用検討結果のまとめとなります。

①のFPU同一・隣接帯域につきましては、共用可能性の考察としまして、保護エリアの確保が必要な場合はFPUの運用時に限定されており、台数・頻度など、FPUの運用規模感や干渉検討の結果を踏まえると、地理的なすみ分けの可能性は高いとしております。また、FPUの運用に伴う5G基地局の停波は、放送事業者、携帯事業者の両者による事業者間調整によることが適当としております。将来的にFPUの運用規模が増大し、短期間での事業者間調整が必要となる場合におきましては、ダイナミック周波数共用の導入も候補として考えられます。

なお、特に地域事業者などにおける5G利用を想定する場合につきましては、事業者間調整などに対応可能な運用体制が求められること、また、FPU運用に即した5G停波を行った上で事業の成立が求めることには留意が必要であるというまとめとなっております。

②のFWAの同一・隣接帯域ですが、こちらは中央防災無線などで運用されている常設局に対して、実際の置局状況を考慮した保護エリアにつきまして干渉検討を行った結果、同一、隣接周波数ともに限定的であるため、共用可能性は高いとしております。なお、5G基地局の設置状況を適切に管理し、不要発射などの無線局実力値やサイトエンジニアリングも考慮した調整などを行うことで、共用可能性はさらに高まるものと考えられます。

33ページを御覧ください。③の電波天文の同一及び隣接帯域についてでございます。こちらは、保護対象の電波天文は限られていること、及び一般的な電波天文台の設置場所が主に5G利用が想定される人口密集地などからは離れていることから、5G基地局への顕著な制約とはならないと考えております。他方、電波天文台の設置場所から離れてはいるものの、人口密集地などに設置された複数の5G基地局からの合成干渉の可能性につきまして、それは想定されますので、各基地局の干渉電力の閾値や無線諸元実力値並びに設置場所及び地形状況に基づく電波天文台への干渉量の管理を実施することなどによりまして、基地局の設置状況を適切に管理していくこと、基地局の設置を適切に管理していくことによりまして、共用は可能になると考えております。

続きまして、④及び⑤の駅ホーム画像伝送システム及び列車無線システムにつきましては、双方の無線局の空中線の方位角が正対しないように配置するという対策を取ること、同一、隣接帯域ともに共用が可能になると考えております。

34ページを御覧ください。公共業務用無線局同一・隣接帯域についてでございます。

公共業務用無線、こちらは無線局Aと無線局Bの2種類がありますが、まず無線局Aにつきましては、同一周波数の共用は困難としております。ただし、公共業務用無線局は移動局であるものの、運用時は固定設置の対向通信を行うため、周囲の地形遮蔽環境などによる離隔距離の短縮が期待できることから、運用調整やダイナミック周波数共用による共用が可能であると考えております。また、隣接周波数につきましては、運用時の離隔距離が確保できる場合には共用可能であり、さらに同一帯域と同様に、運用調整やダイナミック周波数共用による共用も可能であるとしております。

公共業務用無線局Bにつきましても、離隔距離は少々異なりますが、共用可能性の考察については同様の記載をしております。

35ページを御覧ください。⑦は5Gシステムの相互間の共用検討となっております。26GHz帯における検討結果とおおむね同じ内容となっておりますが、同一帯域の市区町村等5G同士の運用の場合は、同期運用、非同期運用のいずれの場合も、近接する市区町村等5Gシステム同士でサイトエンジニアリングや送信電力、アンテナ利得・指向性などの調整によって共用を実現できると考えております。

隣接帯域の全国5Gと市区町村等5Gの非同期運用の場合、基地局同士の共用につきましては、基地局アンテナの向きや、100メートル程度の離隔距離の確保、遮蔽対策などの事業者間調整によりまして、ガードバンドに関わらず、共用可能な範囲になると考えております。移動局同士の共用につきましては、モンテカルロシミュレーションにおいて所要改善量がマイナスとなり、共用可能であると考えております。

⑧の地球探査衛星の受動・隣接帯域につきましては、先ほど御説明したとおり、WRC-19におきまして、36GHzから37GHz帯を利用する地球探査衛星業務の保護のために、37GHzから40.5GHz帯で隣接するIMT無線局の不要発射の強度が強制規定として定められております。3GPPにおきましては、40GHz帯の無線仕様の策定に関する議論は基本的に完了しておりますけれども、地球探査衛星業務の保護規定準拠のための動作仕様につきましてはまだ規定されておらず、また、議論も開始されていないことから、現時点におきましては37GHzから40.5GHz帯の技術的条件を策定はせず、今後の国際動向を注視することが適当であるとしております。

36ページから61ページまでは、26GHz帯の共用検討の詳細な結果をまとめている資料となっておりますが、こちらの説明は割愛させていただきます。また、62ページから110ページまでは40GHz帯の共用検討の詳細をまとめたものですが、こちらの説明につきましても割愛させていただきます。

111ページから117ページまでは参考資料として、今回の共用検討で用いたパラメーターをお示ししております。

118ページからは、これまで御説明した内容を踏まえ、今回取りまとめた技術的条件を示しております。

119ページを御覧ください。26GHz帯の5G NRの技術的条件を示しております

す。お示ししている表の右側に、既に定められている28GHz帯の技術的条件を記載しております。そして、そこからの差分を赤字で示す形で、左側に今回取りまとめた26GHz帯の技術的条件を示しております。

なお、28GHz帯につきましても、周波数帯について一部修正を行っております。現在規定されている帯域は27GHzから29.5GHzですが、こちらを3GPPのバンドプランに合わせる形で26.5GHzから29.5GHzとし、また、今回の改正に合わせて、重複していたローカル5Gの帯域である28.2GHzから29.1GHzを除く修正を行っております。26GHz帯の周波数につきましても、28GHz帯と一部重複しますが、バンドプランに合わせて25.25GHzから27.5GHzとしております。また、周波数以外の差分はほとんどございませんが、米印で記載されていますとおり、周波数帯が増えたことを踏まえて、キャリアアグリゲーションに関する規定を追加しております。

123ページを御覧ください。40GHz帯の技術的条件をお示ししております。こちらと同様に、28GHz帯からの差分を赤字で記載しております。周波数帯につきましてもは40.5GHzから43GHzとしており、37GHzから40.5GHz帯につきましてもは、地球探査衛星受動の保護規定につきましても3GPPでの議論が行われていないため、今後、その議論状況を注視しながら、改めて技術的条件の検討を行うこととしております。そのほか、最大空中線電力及びその他許容偏差を3GPPに準拠する形で変更し、また、26GHz帯と同様に、キャリアアグリゲーションに関する規定を追加しております。

大変長くなりましたが、今回の委員会報告に関する説明は以上となります。御検討よろしく申し上げます。

- 高田分科会長 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見がございましたら、チャット機能にてお申出ください。私から1件だけ確認をさせていただきますが、ダイナミック周波数共用が必要となる場合について、幾つか条件を挙げられていたと思いますが、そのダイナミック周波数共用の詳細については、この検討のまだ外側にあるという理解でよろしいですか。
- 三瓶主査代理 書き方としては事業者間調整でやるということを第一に挙げておりまして、ただし、それが頻繁になってきたときには、ダイナミック周波数共用というやり方があるというところで留めております。ダイナミック周波数共用は、まだ2.3GHz帯しか導入はされていないので、必要になればまたそこから検討するということになるのではないかと思います。
- 高田分科会長 承知しました。ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問、御意見ないようでしたら、定足数も満たしておりますので、本件は、答申案、資料186-1-3のとおり一部答申したいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申出ください。

特にお申出ないようですので、それでは、資料186-1-3の答申書(案)のとおり答申することといたします。

三瓶主査代理、ありがとうございます。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、よろしく願いいたします。

○湯本総合通信基盤局長

本日は、「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち、「第5世代移動通信システムの技術的条件」についての一部答申をいただき、誠にありがとうございます。

さて、近年の電波利用の急速な進展に伴う電波の逼迫解消を図るため、現在比較的すいている高い周波数帯の活用を進める必要があります。また、高い周波数帯を活用した新規サービスの創出等を通じた我が国の持続的な経済成長等への貢献も期待されているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、高い周波数帯における多種多様な事業者の創意工夫を反映しやすい新たな周波数割当て制度を導入するための電波法の改正案が、先月成立したところでございます。本日の一部答申は、こうした取組と併せまして、高い周波数帯のさらなる普及拡大に資するものと考えているところでございます。総務省といたしましては、本日の一部答申や、現在実施中の26GHz帯及び40GHz帯における第5世代移動通信システムの利用に関する調査の結果も踏まえまして、速やかに制度整備に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、高田分科会長をはじめとしまして、分科会委員の皆様、新世代モバイル通信システム委員会の森川主査、三瓶主査代理をはじめといたしまして、委員、専門委員の皆様方に対して重ねて御礼を申し上げます。今後とも情報通信行政に対する御指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○高田分科会長　　どうもありがとうございました。

以上で本日の議題は終了いたしました。それでは、事務局から何かございますか。

○片山総合通信管理室長　事務局からも特にございません。

閉　　会

○高田分科会長　　ありがとうございます。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。次回の日程につきましては、事務局から御連絡差し上げますので、また皆様よろしく願いいたします。

それでは、以上で閉会といたします。ありがとうございました。